

東京都中小企業障害者雇用支援助成金支給要領

29産労雇就第1259号平成30年3月30日

5産労雇就第1116号令和6年2月14日

(通則)

第1条 本要領は東京都中小企業障害者雇用支援助成事業（以下「助成事業」という。）の実施に必要な事項を定め、その円滑な推進を図ることを目的として制定する。

(助成金の支給に関すること)

第2条 助成事業の目的及び東京都中小企業障害者雇用支援助成金（以下「助成金」という。）の支給に関することについては、「東京都中小企業障害者雇用支援助成金支給要綱」（以下「支給要綱」という。）の定めによる。

(定義)

第3条 支給要綱における定義は、次の各号に定めるものとする。

(1) 事業主とは、事業の経営の主体である個人又は法人をいう。

(2) 事業所とは、雇用保険法（昭和49年法律第116号）、雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第5条第1項に規定する雇用保険の適用事業の事業所によらず、労働者が勤務する地方税法（昭和25年7月31日法律第226号）の施行に関する取扱で定められた事務所又は事業所をいい、次のアからウまでに定める労働者の場合、該当各号に定めるとおりとする。

ア 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年7月5日法律第88号）第2条に規定する派遣労働者の場合、派遣先の事務所とする。

イ 出向契約に基づく出向した労働者の場合、出向先の事務所とする。

ウ テレワーク制度利用による在宅勤務の労働者の場合、雇用管理の行われている所属の事務所とする。

2 支給要綱第3条第6号の「重大な法令違反」とは、次の各項に該当するものとする。

(1) 違法行為による罰則を受けた場合。

(2) 労働基準監督署により送検された場合。

(3) 消費者庁の措置命令があった場合。

(4) 上記各号と同等以上の法令違反であると知事の認めるもの。

3 支給要綱第3条第7号の「都税の未納付」とは、交付申請時点において、納付義務があるにもかかわらず、法人事業税及び法人住民税（個人については個人事業税及び都民税）の未納付がある場合とする。納付義務がない者の場合、事業開始届又は、青色申告書の写しなど、課税されない理由が分かる書類を提出することとする。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。